

平成十七年農林水産省・環境省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十七年政令第百六十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「施行令」という。）において使用する用語の例による。

（飼養等の禁止の適用除外）

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

（法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由）

第三条 檢察官の職務として飼養等をするものであること。

第四条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。

第五条 植物の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

第六 厚生労働省、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）、第五条第一項の規定に基づく政令で定める市、特別区又は食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関の職員が同法の規定に基づく検査その他これらに類する検査に伴つて保管又は運搬をするものであること。

第七 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律五百五十一号）第八条又は第十条に基づく検査その他の検査に伴つて保管又は運搬をするものであること。

植物防疫所の業務に伴つて飼養等をするものであること。

八 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴つて飼養等をするものであること。

九 税關職員が閑税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税關の業務に伴つて飼養等をするものであること。

十 法第五条第一項の許可を受けた者が第十条各号のいずれかに該当するに至つた場合で、それぞれ当該各号に定める者が、当該各号に該当するに至つた日（同条第一号の場合については、その事実を知つた日）から六十日を超えない範囲で、その許可に係る特定外来生物の飼養等をするものであること。

十一 第五号の業務を補助するため主務大臣が定める者が行う業務に伴つて飼養等をするものであること。

十二 国又は地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い、緊急に引き取り、処分するため一時的に保管又は運搬をするものであること。

十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十四 特定外来生物である植物に係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行なう者）が、当該防除に伴い次の一いずれにも該当する運搬をするものであること。

十五 特定外来生物である動物のうち主務大臣の定めるものに係る法第三章の規定による防除に該当しない防除を行う者（地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行なう者に限る。）が、当該防除に伴い主務大臣の定める要件に該当する運搬をするものであること。

十六 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、前二号の運搬に伴いやむを得ないと認められる必要最小限度の期間に限り、当該運搬に係る特定外来生物を保管すること。

イ 当該特定外来生物を保管している施設において、当該特定外来生物の野外への逸出を防止するための措置を講ずること。

ロ 保管している当該特定外来生物を第三者が容易に持ち出すことができないよう管理すること。

十七 法第四章の一若しくは法第四章の三の規定に基づく指導、助言、勧告若しくは命令又は環境省、農林水産省若しくは国土交通省の職員の指導（国土交通省の職員の指導にあつては、法第二十四条の七第一項に基づき策定された範囲での任意の協力により、特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等若しくは施設の移動を制限するため又は特定外来生物が存在し、付着し、若しくは混入している物品等、土地若しくは施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄するために一時に保管又は運搬をするものであること。

十八 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第四章の規定による業務に伴つて飼養等をするものであること。

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）その他の関係法律及びこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴つて保管又は運搬をするものであること。

二十 鳥獸の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時に保管又は運搬をするものであること。

二十一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けた者が、食用に供するたるものであること。

二十二 特定外来生物の指定の際現に当該特定外来生物の飼養等をしている者であつて、当該飼養等について法第五条第一項の許可がなされたいないものが当該指定の日から六月（その期間が終了するまでに当該飼養等に係る許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をされない）が、当該防除に伴い主務大臣の定めた範囲で当該特定外来生物の飼養等をするものであること。

二十三 特定外来生物の指定の際現に行つている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容の防除であつて、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獸保護管理法第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴つて飼養等をするものであること。

二十四 病気その他のやむを得ない事由により飼育の継続が困難となつた施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体を、確実かつ適正に飼育することができる者に頒布（販売に該当する頒布を除く。）しようとする者が、当該個体を特定飼養等施設内において飼養等するものであること（あらかじめ、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養等する当該個体の種類及び数量並びに頒布の相手方の選定方法を届け出たものに限る。）。

二十五 飼養している生物の餌として処分する目的で、特定飼養等施設内において保管して

いた *Procambarus clarkei* (アメリカザリガニ) の個体を譲り受け、特定飼養等施設内において保管するものであること（あらかじめ、その年に譲り受けようとする個体について、主務大臣に住所、氏名、連絡先、飼養している生物の種類及び数量、譲り受けける総数量並びに譲り受けの相手方の氏名又は名称を届け出たものに限る。）。

**第三条** 法第五条第一項の主務省令で定める目的は、次に掲げる目的とする。

一 博物館、動物園その他これに類する施設による  
るべく展示

教育

### 四 三 生業の維持

飼養等をしている当該特定外来生物に係る愛元又は現賞（当該寺宝外来生物を用意して之

現又は輸賞（当該特定外来生物を査緝により  
取得した場合を含む。）

五　国内において愛玩又は観賞の目的で特定外来生物の指定後に飼養等を開始した当該特定

外来生物（施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げらる重ニ属する三物の固本ニ限

名の樹は掛けた種に属する生物の個体は限る。)を、海外に持ち出し、その後輸入して

六 愛玩又は観賞する目的  
特定外来生物の指定の際現に海外において

愛玩又は觀賞の目的で飼養等をして居る當該  
寺三外采生物（施行令付則第二条第一項）

特定外来生物（旅行令附則第二条第一項の表）の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体に

七 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物  
限る。)を輸入して愛玩又は観賞する目的

による生態系等に係る被害の防止その他公益上の必要性つゝと思つしむ。自力

上の必要があると認められる目的（飼養等の許可の申請）

**第四条** 法第五条第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を

提出して行うものとする。

一 申請者の住所 氏名 職業及び連絡先(法  
人には、主たる事務所の所在地、名

二 詞義等をしようとする特定外来生物に係る  
称、代表者の氏名、主たる事業及び連絡先)

次に掲げる事項

## 口イ 特定外来生物の種類 数量

### 三 飼養等をする目的

## 四 飲食等施設に係る事項

五 口 施設の規模及び構造  
特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項

イ 飼養等の主たる取扱者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）  
ロ 飼養等に係る管理体制

(1) 特定飼養等施設の点検方法

(2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となつた場合の対処方法

(3) 特定外来生物を運搬する場合にあつては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置

六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行つている場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類、申請者が相続人として申請する場合は相続人に該当する旨を証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。

五 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

六 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）  
二 許可証の番号及び交付年月日  
三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した

五 口 施設の規模及び構造

特定外来生物の管理方法に係る次に掲げる事項

(1) 特定飼養等施設の点検方法

(2) 許可後に特定外来生物の飼養等が困難となつた場合の対処方法

(3) 特定外来生物を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該特定外来生物の逸出防止措置

六 申請に係る特定外来生物の飼養等を既に行つてゐる場合には、当該特定外来生物の数量及び当該特定外来生物に係る第八条第二号に規定する措置内容に係る情報

前項の申請書には、飼養等をしようとする施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が第六条第三号から第五号までに該当しないことを証明する書類、申請者が相続人として申請する場合には相続人に該当する旨を証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類添付しなければならない。

主務大臣は、法第五条第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

前項の許可証の様式は、様式第一のとおりとする。

五 法第五条第一項の許可を受けた者は、第三項の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したときは又は第七項の届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

六 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

七 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号とは同項第五号イに掲げる事項に変更があつたときは、同項第五号イに掲げる事項に変更があつたと

8 きは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

9 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならぬ。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。

10 許可証の交付を受けた者は、主務大臣に対し、許可証の写しの交付を申請することができる。

二 法第五条第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事實を知つた日）から起算して六十日を経過する日までに、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る）し、又は解散したとき。

三 第五項の規定により許可証の再交付を受けた後ににおいて亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

四 許可に係る飼養個体の全てが死亡したとき。その他の許可に係る飼養等をする必要がなくなったとき。

（特定飼養等施設の基準）

**第五条** 法第五条第三項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。

二 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある特定外来生物については、当該特定外来生物に係る取扱者以外の者が容易に当該特定外来生物に触れるおそれがない構造及び強度とすること。

三 前項に定めるもののほか、基準の細目は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が告示で定めること。

二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のためにその飼養等をしようとする特定飼養等の許可の基準

**第六条** 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。

一 飼養等をする者が特定飼養等施設を有しないこと。

二 防止のためにその飼養等をしようとする特定

三 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わら又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

四 法第九条の第三項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 法人であつて、その法人の役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。  
(飼養等の許可の条件)

第七条 法第五条第四項の規定による条件は、次の各号によるものとする。

一 特定外来生物の種類に応じ、許可に主務大臣の定める有効期間を設けること。

二 特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める事由により飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があった場合は、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、次に掲げる事項を主務大臣に届け出ること。  
イ 数量の変更があつた特定外来生物の種類及びその変更後の数量  
ロ 数量の変更があつた年月日

ハ 数量の変更の事由

二 譲渡し等を行つた場合にあつては、当該譲渡し等を行つた相手方の住所、氏名、職業(相手方が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)、許可番号及び許可年月日  
ホ 輸入を行つた場合にあつては、その旨  
ヘ 許可番号及び許可年月日

ト 数量の変更があつた特定外来生物に係る次条第二号に規定する措置内容に係る情報  
チ その他主務大臣が必要と認める事項

三 みだりに繁殖させることにより適正な飼養等に支障が生じるおそれがある特定外来生物について、繁殖を制限することその他の適切な措置を講ずること。

四 前各号に掲げるもののほか、主務大臣が付するその他の条件は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために特に必要と認める事項とする。

(特定外来生物の取扱方法)

第八条 法第五条第五項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

二 確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。

二 特定外来生物の個体又は器官について飼養等を開始したときは、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める期間内に、当該特定外来生物の個体又は器官について、マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。）のその皮下への埋込み、タグ又は脚環の取付け、標識又は写真の掲示その他の当該特定外来生物について法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置であって、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定めるものと講じ、主務大臣の定めるところにより当該措置内容を主務大臣に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

三 第四条第一項第五号ロに規定する管理体制を遵守すること。

四 前各号に掲げるものほか、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める取扱方法によること。

（第五種共同漁業権に係る特例）

第九条 特定外来生物の指定の際に当該特定外来生物が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する第五種共同漁業を内容とする漁業権に係る水産動植物である場合は、当該漁業権の設定されている内水面（同号の内水面をいう。）を法第五条第三項第二号の主務省令で定める特定飼養等施設とする際の基準については、第五条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の場合における法第五条第四項の規定による飼養等の許可の条件及び同条第五項の主務省令で定める特定外来生物の取扱方法については、それは、前二条の規定にかかわらず、特定外来生物の種類ごとに主務大臣が別に告示で定める。

（飼養等の許可の失効）

第十条 法第五条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日（第一号の場合にあっては、その実態を知った日）から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

二 死亡したとき その相続人  
　　法人が合併により消滅したとき その法人  
　　を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 許可に係る飼養個体の全てが死亡したとき その他の許可に係る飼養等をする必要がなくなったとき 当該許可を受けていた者  
(譲渡し等の禁止の適用除外)

**第十一条** 法第八条の主務省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

二 法第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者と同条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

三 法第四条第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合

四 法第四条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者が、その飼養等に係る特定外来生物の譲受け又は引取りを同条各号に該当しない者から行う場合

五 法第四条各号に該当しない者が、同条第一号又は第二号に該当して飼養等をし、又はしようとする者に対し、その飼養等に係る特定外来生物の譲渡し又は引渡しを行う場合

六 第二条第二十四号に該当して飼養等をする者が、施行令附則第二条第一項又は第二項の規定に基づき法第四条の規定が適用されない者に対して施行令附則第二条第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体の譲渡しをする場合  
(放出等の許可の申請)

**第十二条の二** 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人については、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

四 ハイロイ 特定外来生物の種類  
　　放出等をしようとする個体の入手方法  
　　放出等をする目的  
　　放出等に係る次に掲げる事項

三 イ 在地及び区域  
　　放出等をしようとする土地又は水面の所  
　　口 口辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況  
　　並びに植生、動物相その他の生態系等の状  
　　況及び特質

二 ハ 放出等をしようとする期間  
　　放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場  
　　合又は発信機を取り付ける場合にあっては、放出等  
　　は、その内容を含む。）

一 ハ 放出等をしようとする土地又は水面の所  
　　有者、管理者及び占有者の同意の有無  
　　ハ 申請者が法人の場合にあっては、放出等  
　　の主たる実施者の住所、氏名及び職業  
　　ホ 放出等をしようとする特定外来生物に係る  
　　法第五条第一項の規定による許可の有無  
　　六 放出等に伴い、鳥獣保護管理法その他法令  
　　に基づく許可、認可、承認その他これらに類似  
　　するもの（以下この号において「許可等」と  
　　いう。）が必要な場合にあっては、当該許可  
　　等の有無

五 内容を明らかにした研究計画書、放出等をしよ  
　　うとする土地又は水面の所在地及び区域を明ら  
　　かにした図面及び写真、申請者（申請者が法人  
　　である場合にあっては、その法人及びその法人  
　　の役員）が次条第六号から第八号までに該当す  
　　ることを証明する書類その他主務大臣が必要と  
　　認める事項を記載した書類を添付しなければな  
　　らない。

四 法第九条の二第一項の許可を受けた者は、第  
　　十一条の四の許可証を失し、若しくはその許  
　　可証が滅失したときは第五項の規定による届  
　　出をしたときは、主務大臣に申請をして、その  
　　許可証の再交付を受けることができる。

三 前項の規定による許可証の再交付の申請は、  
　　次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出  
　　して行うものとする。

二 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつ  
　　ては、主たる事務所の所在地、名称、代表者  
　　の氏名及び主たる事業）

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した  
四 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第四号へに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。  
五 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。  
六 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときには、書面をもつて遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。  
七 法第九条の二第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事實を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。  
一 許可を取り消されたとき。  
二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかつた場合に限る）し、又は解散したとき。  
三 第三項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。  
四 許可に係る放出等をする必要がなくなつたとき。  
  
(放出等の許可の基準)  
**第十一条の三** 法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。  
一 放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。  
二 放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。  
三 放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意を得ていること。  
四 放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。  
五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受けた見込みであること。  
六 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、

又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

七 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。

八 法人であつて、その法人の役員のうちに前二号のいずれかに該当する者がないこと。  
(放出等の許可証)

**第十一条の四** 法第九条の二第四項の許可証の様式は、様式第二のとおりとする。  
(放出等の許可の失効)

**第十一条の五** 法第九条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その許可是効力を失う。この場合は、様式第二のとおりとする。

一 法人で、その旨を主務大臣に届け出なければならないに。該当するに至つた日(第一号の場合においては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

二 死亡したとき その相続人

三 法人が合併及び破産手続開始の決定により解散したとき

四 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

五 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その清算人

六 その破産管財人

書の様式)

**第十二条** 法第十条第三項及び法第十三条第四項の規定により國の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

**第十三条** 法第十一条第三項及び法第十三条第四項の規定により國の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

**第十四条** 法第十一条第一項の規定による防除に伴い、法第十三条第一項の規定による調査を行う場合に、並びに法第十七条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とは、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

**第十五条** 法第十一条第二項第五号及び法第十七条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とは、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

**第十六条** 法第十一条第二項の規定による公示は、同項各号に掲げる事項を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

**第十七条** 法第十一条第三項の規定による同意を得る場合には、同条第二項各号に掲げる事項を

による公示について準用する。

**第十八条** 法第十四条第二項(法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する場合を含む。)の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 補償請求の理由(許可の申請書の添付図面等の省略)

三 補償請求額の総額及びその内訳(負担金の徴収方法)

四 法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。

五 防除による効果と地域の生態系への影響を比較考量し、地域の生態系への影響が必要最小限となるよう配慮すること。

六 防除を行う区域における防除の対象となる特定外来生物の生息状況又は当該特定外来生物による被害状況の調査を行うこと。

七 防除実施計画書(第二十三条第二項において同じ。)の範囲内で捕獲個体の飼養等をする場合には、そのための施設の構造及び強度並びにその細目について、第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したものであること。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合であつて、逸出防止の措置を講ずることとしているときはこの限りではない。

八 捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと。

九 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し等をする場合は、譲渡し等の相手方が、法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は法第五条第一項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者(生業の維持の目的で許可を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。)であること。

十 防除に使用する捕獲器具等(銃器を除く。)ごとに、見やすい場所に、法に基づく防除のための捕獲に使用されるものである旨、対象とする特定外来生物の種類並びに実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を表示すること。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることは困難な場合は、設置場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

十一 わ等を設置して捕獲等をする場合は、錯誤捕獲の防止の観点から定期的にわな等を巡視すること。

十二 捕獲等をした個体は防除実施者の責任の下、適切に処分又は譲渡しをすることとし、

該証明書を様式第三の二の証明書とみなす。

法第十三条第四項の規定により、同条第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべき

職員の携帯する身分を示す証明書の法令の

条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、

当該証明書を様式第三の二の証明書とみなす。

法第十三条第四項の規定により、同条第一項

の規定による調査を委任された者が携帯すべき

職員の携帯する身分を示す証明書の法令の

条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、

当該証明書を様式第三の二の証明書とみなす。

法第十三条第四項の規定により、同条第一項

の規定

十三 捕獲個体を殺処分する場合は、当該殺処分をする特定外來生物の性質を踏まえ、従事者の心理的負担軽減及び効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものであること。

十四 防除に係る放出等をする場合は、次に掲げる事項を満たす方法として特定外來生物の種類ごとに主務大臣の定める方法を遵守すること。

イ 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い効防除効果が見込まれるものであること。

ロ 放出等により当該特定外來生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

ハ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。

十五 防除の従事者の台帳を作成し、適切に管理すること。

十六 防除実施者は、防除の従事者に対して防除の内容を具体的に指示し、防除実施計画書の内容を遵守させること。

十七 鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第一項に規定する「鳥獣」をいう。以下同じ。）の防除に際しては、第一号から前号までの事項に加え、次に掲げる事項を遵守すること。

イ 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域について配慮していること。

ロ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

ハ 防除の従事者は、使用する猟具に応じた工具及び技術を有していると認められる団体又は個人については、免許非所持者を従事者に含めることができる。

二 鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する  
守備期間及びその前後における捕獲に当て

二 第二十三条 鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たつては、鳥獣保護管理法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

ホ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

ヘ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十条第三項第十号から第十三号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。

ト 鳥類について、網等を設置して捕獲をする場合は、在来生物の錯誤捕獲について対策すること。

十八 防除の実施に当たつては、関係法令を遵守すること。

（防除の確認の申請）

第二十三条 市町村は、法第十七条の四第一項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 市町村の名称

二 防除の対象となる特定外来生物の種類

三 防除を行う区域及び期間

四 防除の目標

五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。

ただし、人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に当該希少な野生生物に係る捕食性が高い特定外来生物が発見された場合等であつて緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

三 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行つ

三 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るために協議又は検討を行つた場合には、その経緯及び結果

四 前三号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準に適合することを示す事項

前項のただし書が適用される場合においては、第二十二条第一号中「十年」とあるのは「二年」と読み替えるものとし、第一項に基づき提出する申請書には、第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載するものとする。

(意見聴取の期間)

**第二十三条の二** 法第十七条の四第二項及び第十八条第二項に規定する主務省令で定める期間は、二週間とする。ただし、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため緊急に防除を行う必要がある場合において、これによることが不適當であると認められるときは、主務大臣は、二週間を超えない範囲内で、その期間を別に定めることができる。

(防除の確認等)

**第二十四条** 主務大臣は、市町村により提出された第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書(同項のただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第三項の規定により同条第一項各号に掲げる事項のほか、第二十二条の規定において定める基準を遵守する旨の誓約を記載した同条第一項の申請書に限る。)が第二十二条に定める基準に適合していると認めたときは、法第十七条の四第一項の確認をするものとし、確認証を確認の申請者に交付するものとする。

前項の確認証の様式は、様式第四によるものとする。

**二 防除の確認を受けた者は、第二十三条第一項**

第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項第三号の期間を延長するときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

**第二十五条** 国及び地方公共団体以外の者は、法第十八条第一項の認定を受けようとするときには、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二三 防除の対象となる特定外来生物の種類  
防除を行う区域及び期間

二 防除の対象となる特定外来生物の種類  
三 防除を行う区域及び期間  
四 防除の目標  
五 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容  
二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標  
三 防除実施計画書に基づく防除を実行する財政的及び人員的能力を有していることを示す事項  
四 防除を行う区域内の土地、水面、立木竹及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図った結果  
五 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果  
六 前各号に掲げるもののほか、第二十二条各号の規定において定める基準に適合することを示す事項  
(防除の認定等)

**第二十六条** 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が第二十二条に定める基準に適合していると認めたときは、法第十八条第一項の認定をするものとし、認定証を認定の申請者に交付するものとする。

前項の認定証の様式は、様式第四によるものとする。

3 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の確認及び認定に係る公示)

**第二十七条** 法第十七条の四第三項前段又は法第十八条第三項前段の規定による公示は、確認をなす。

受けた市町村又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第三項後段の規定による公示は、確認を取り消された者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

法第十七条の四第三項後段又は法第十八条第三項の規定による公示は、確認を取り消された者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

#### 〔未判定外来生物〕

法第二十一条の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

一 別表第一の種類名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物

二 別表第二の種類名の欄に掲げる交雑するこ

とにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）

〔未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出〕

#### 〔第二十九条 法第二十二条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。〕

一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出ししようとする者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

(1) 本来の生息地又は生育地の分布状況  
(2) 文献その他の根拠を示す資料

二 その他既に入手している情報であつて提出が可能なもの

(移動の制限又は禁止の命令書)

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第二項又は法第二十四条の五第二項の規定によ

り移動の制限又は禁止を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があつたときは、様式第五による移動の制限又は禁止の命令書を交付しなければならない。  
〔消毒又は廃棄後の通知〕

法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄について準用する。この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

#### 〔第二十九条の四 主務大臣は、法第二十四条の二第三項又は法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令書を受けた者の要求があつたときは、様式第六の二による消毒又は廃棄の命令書を交付しなければならない。〕

〔第二十九条の五 法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準は、次

のとおりとする。

〔第二十九条の六 法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準は、次

のとおりとする。

〔第二十九条の七 法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の対象は、法第四条の二第一項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。以下この号及び次号において同じ。）であつて、次に掲げるいずれの要件も満たすものであること。

イ 当該輸入品等又は施設に存在し、付着又は混入している生物が、法二十四

条の二第一項に基づく検査の結果、要緊急対処特定外来生物の疑いがあり、同定を要

すること。

ロ 当該輸入品等又は施設が同定を完了する

までの間に移動された場合、要緊急対処特

定外来生物の疑いのある生物の拡散等によ

り生態系等に係る被害を生じるおそれがあ

ること。

二 移動の制限は、第一号に該当し移動の制限又は禁止の命令の対象となる輸入品等又は施

設について、予定された移動先にこれらを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく障害を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 応急の消毒、目張り等の拡散防止のための措置をとることを移動の条件とすること。

ロ 移動を認める区域を明示し、その区域外での移動を禁止すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、移動を制限する期間を明示すること。

三 移動の禁止は、前号に該当しない場合に次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

イ 第一号ロの被害を防ぐために実効的かつ安全な場所として、留置きの場所を指定すること。

ロ 必要な範囲で、留置き期間中の拡散防止のための措置を指示すること。

ハ 第一号ロの被害を防ぐために必要最小限の期間として、禁止期間を明示すること。

二 前項の規定は、法第二十四条の五第四項において準用する法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準について準用する。この場合において、前項中「法第二十四条の二第一項」とあるのは「法第二十四条の五第一項」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

〔第二十九条の八 法第二十四条の三第一項の規定による移動の制限又は禁止の命令の基準は、特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

〔第二十九条の九 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の命令の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、か

つ、効果的に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

前項の規定は、法第二十四条の五第四項にお

いて準用する法第二十四条の三第一項の規定における消毒又は廃棄の命令の基準について準用す

る。この場合において、前項中「特定外来生物又は未判定外来生物」とあるのは「要緊急対処

設について、予定された移動先にこれらを移動することにより要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物が拡散するおそれが高いと認められる場合、当該移動先における安全の確保に著しく障害を及ぼすおそれがある場合その他公共の利益のため必要な場合において、次に掲げる全ての要件を満たして行うものとする。

〔第三十条 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

一 別表第三に掲げる種に属する生物の個体及びその器官

二 別表第四の種類名の欄に掲げる交雑するこ

とにより生じた生物

三 無尾目に属する種（別表第三の第一の四のイに掲げる種を除く。）の幼生

〔証明書〕

法第二十五条第一項の主務省令で定める証明書は、次の各号に掲げる証明書とする。

一 植物防疫法、狂犬病予防法、家畜染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、鳥獣保護管理法又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき公的機関が発行又は確認する証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

二 外国の政府機関又は主務大臣が指定する外

国地方公共団体により発行された証明書（日本語又は英語に限る。）であつて、当該証

明書に係る生物の種類名及び数量の記載があ

る機関と同等の知見を有するものとして

主務大臣が指定する外国の博物館、試験研究機関その他の機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

四 主務大臣が定める基準に適合するものとして主務大臣が登録した機関により発行された証明書であつて、当該証明書に係る生物の種類名及び数量の記載があるもの

〔第三十一条 法第二十五条第二項の港及び飛行場（輸入場所の指定）〕

は、成田空港及び鹿児島空港とする。

〔第三十二条 法第二十五条第二項の証明書の様式〕

〔法第二十六条第一項の証明書の様式〕

〔第三十三条 法第二十六条第二項の証明書の様式〕

は、様式第三のとおりとする。

〔第三十四条 法第二一条第一項の政令で定める外来生物に係る主務大臣は、Myocastor

大

coypus (ヌートリア)、*Procyon cancrivorus* (カニクイアライグマ)、*Procyon lotor* (アライグマ)、*Herpestes auropunctatus* (フライマングース)、*Herpestes javanicus* (ジャワマンガース)、*Mungos mungo* (シママンガース)、*Muntiacus reevesi* (キヨン)、*Lepomis macrochirus* (ブルーギル)、*Micropterus dolomieu* (コクチバス)、*Micropterus salmoides* (オオクチバス) 及び *Anoplopomus glabripennis* (ツヤハダゴマダラカミキリ) については環境大臣及び農林水産大臣とし、その他の特定外来生物については環境大臣とする。

法第二十二条の未判定外来生物に係る主務大臣は、環境大臣及び農林水産大臣とする。  
 (申請書等の提出)

**第三十五条** 法の規定に基づき申請書等の他の書類（以下この条において「申請書等」という。）を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあつては、環境大臣に提出することができる。

前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。

環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

(権限の委任)

**第三十六条** 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrourus* (ブルーギル)、*Micropterus dolomieu* (コクチバス)、*Micropterus salmoides* (オオクチバス) 及び *Anoplopomus glabripennis* (ツヤハダゴマダラカミキリ) に係るもの）を除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第十

一号、第十二号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十三号から第十八号まで、第二十六号（第二十三条第二項に規定する権限に限る。）、第三十一号から第三十三号までに掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第一項、第二項及び第四項（法第九条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二 法第九条の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限

三 法第九条の三に規定する権限

四 法第十条第一項及び第二項に規定する権限

五 法第十二条第一項に規定する権限（特定外生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号。以下「令和四年改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第十二条第二項の規定による公示をした同条第一項の規定による防除に係る権限を含む。）

六 法第十三条第一項から第三項までに規定する権限

七 法第十七条の二第二項及び第四項に規定する権限

八 法第十七条の四第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第十二条第二項の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

九 法第十七条の六に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第十二条の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

十 法第十八条第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第十八条第一項の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

主務大臣の権限	地方文部省の長
農林水産大臣の権限	地方農政局長
環境大臣の権限	地方環境事務所長

**第一條** この省令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

**附 則** （平成一七年九月二九日農林水産省・環境省令第五号）

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、平成十八年一月四日から施行する。

**（処分、申請等に関する経過措置）**

**第二条** この省令の施行前に主務大臣が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）の規定によりした許可その他の処分（この省令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条の規定により地方支分部局の長に委任された権限に係るものに限る。）は、相当の地方支分部局の長がした許可その他の処分とみなし、この省令の施行前に法令の規定により主務大臣に対してした申請、届出その他の行為は、相当の地方支分部局の長に対してした申請、届出その他の行為とみなす。

**2** この省令の施行前に法令の規定により主務大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（新規則第三十六条の規定により地方支分部局の長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により相当の地方支分部局の長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第三条** この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



(1) サンフイッシュ科	すずき目	口	2	1	五 条鱗亞綱	1	(4) あおがえる科	(1) イクタルス科	1 Am ei ur us 属 (アメイウルス属) に属する種のうち Am ei ur us n e b u l o s u s (プラウンブルヘッド) 以外のもの (1) I c t a l u r u s 属 (イクタルス属) に属する種のうち I c t a l u r u s p u n c t a t u s (チャネルキヤツト フィッシュ) 以外のもの	2 Osteopilius 属 (ズツキガエル 属) に属する種のうち Osteopili us (キューバズツキガエル) 以外のもの (3) あかがえる科	1 Osteopilius 属 (ズツキガエル 属) に属する種のうち Osteopili us (キューバズツキガエル) 以外のもの (2) あまがえる科
--------------	------	---	---	---	-----------	---	---------------	---------------	---	--	--

1 (1) <b>みつばち科</b> <i>Bombus</i> 属 (マルハナバチ属) に属する種のうち <i>Bombus ardens</i> (コマルハナバチ)、 <i>Bombus m. i.</i> (エゾコマルハナバチ)、 <i>Bombus t. i.</i> (ヒメマルハナバチ)、 <i>Bombus c. o.</i> (シコタンヒメマルハナバチ)、 <i>Bombus h. k.</i> (アヌヒメマルハナバチ)、 <i>Bombus r. e.</i> (ナガマルハナバチ)、 <i>Bombus p. g.</i> (ハイイロマルハナバチ)、 <i>Bombus d. e.</i> (トラマルハナバチ)、 <i>Bombus r. s.</i> (エゾトラマルハナバチ)、 <i>Bombus s. t.</i> (ホンシユウハイロマルハナバチ)、 <i>Bombus d. i.</i> (ノサツマルハナバチ)、 <i>Bombus v. r.</i> (トライマルハナバチ)、 <i>Bombus r. o.</i> (アカマルハナバチ)、 <i>Bombus p. o.</i> (オマルハナバチ)、 <i>Bombus c. a.</i> (エゾミヤママルハナバチ)、 <i>Bombus l. u.</i> (クロマルハナバチ)、 <i>Bombus s. o.</i> (チシママルハナバチ)、 <i>Bombus e. n.</i> (三セハイイロマルハナバチ)、 <i>Bombus c. i.</i> (マルハナバチ)、 <i>Bombus a. l.</i> (ボアルビドオペル)、 <i>Bombus b. i.</i> (ショレンクマルハナバチ)、 <i>Bombus a. r.</i> (ボアラル)	1 (1) <b>イ</b> <b>はち目</b>
--	------------------------------------

	ホンザル)と交雑することにより生じた 生物以外のもの
1	モロネ科
2	二条鱗亜綱
3	口すずき目
4	ワイトバス)がMorone chrysops (ホ t ilis (ストライプトバス)と交雑 することにより生じた生物以外のもの
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当 する和名である。

別表第三種類名証明書の添付が必要な生物(第

三十条関係)

項

種名

第一

動物界

第二

哺乳綱

第三

イカソガルー目

第四

オボツサム科

第五

クスクス科

第六

食虫目

第七

(1) はりねずみ科

第八

ミ属)全種

第九

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第十

オボツサム科全種

第十一

クスクス科全種

第十二

イカソガルー目

第十三

(1) オボツサム科

第十四

(2) クスクス科

第十五

食虫目

第十六

(1) はりねずみ科

第十七

ミ属)全種

第十八

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第十九

オボツサム科全種

第二十

クスクス科全種

第二十一

イカソガルー目

第二十二

(1) オボツサム科

第二十三

(2) クスクス科

第二十四

食虫目

第二十五

(1) はりねずみ科

第二十六

ミ属)全種

第二十七

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第二十八

オボツサム科全種

第二十九

クスクス科全種

第三十

イカソガルー目

第三十一

(1) オボツサム科

第三十二

(2) クスクス科

第三十三

食虫目

第三十四

(1) はりねずみ科

第三十五

ミ属)全種

第三十六

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第三十七

オボツサム科全種

第三十八

クスクス科全種

第三十九

イカソガルー目

第四十

(1) オボツサム科

第四十一

(2) クスクス科

第四十二

食虫目

第四十三

(1) はりねずみ科

第四十四

ミ属)全種

第四十五

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第四十六

オボツサム科全種

第四十七

クスクス科全種

第四十八

イカソガルー目

第四十九

(1) オボツサム科

第五十

(2) クスクス科

第五十一

食虫目

第五十二

(1) はりねずみ科

第五十三

ミ属)全種

第五十四

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第五十五

オボツサム科全種

第五十六

クスクス科全種

第五十七

イカソガルー目

第五十八

(1) オボツサム科

第五十九

(2) クスクス科

第六十

食虫目

第六十一

(1) はりねずみ科

第六十二

ミ属)全種

第六十三

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第六十四

オボツサム科全種

第六十五

クスクス科全種

第六十六

イカソガルー目

第六十七

(1) オボツサム科

第六十八

(2) クスクス科

第六十九

食虫目

第七十

(1) はりねずみ科

第七十一

ミ属)全種

第七十二

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第七十三

オボツサム科全種

第七十四

クスクス科全種

第七十五

イカソガルー目

第七十六

(1) オボツサム科

第七十七

(2) クスクス科

第七十八

食虫目

第七十九

(1) はりねずみ科

第八十

ミ属)全種

第八十一

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第八十二

オボツサム科全種

第八十三

クスクス科全種

第八十四

イカソガルー目

第八十五

(1) オボツサム科

第八十六

(2) クスクス科

第八十七

食虫目

第八十八

(1) はりねずみ科

第八十九

ミ属)全種

第九十

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第九十一

オボツサム科全種

第九十二

クスクス科全種

第九十三

イカソガルー目

第九十四

(1) オボツサム科

第九十五

(2) クスクス科

第九十六

食虫目

第九十七

(1) はりねずみ科

第九十八

ミ属)全種

第九十九

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第一百

オボツサム科全種

第一百一

クスクス科全種

第一百二

イカソガルー目

第一百三

(1) オボツサム科

第一百四

(2) クスクス科

第一百五

食虫目

第一百六

(1) はりねずみ科

第一百七

ミ属)全種

第一百八

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第一百九

オボツサム科全種

第一百二十

クスクス科全種

第一百二十一

イカソガルー目

第一百二十二

(1) オボツサム科

第一百二十三

(2) クスクス科

第一百二十四

食虫目

第一百二十五

(1) はりねずみ科

第一百二十六

ミ属)全種

第一百二十七

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第一百二十八

オボツサム科全種

第一百二十九

クスクス科全種

第一百三十

イカソガルー目

第一百三十一

(1) オボツサム科

第一百三十二

(2) クスクス科

第一百三十三

食虫目

第一百三十四

(1) はりねずみ科

第一百三十五

ミ属)全種

第一百三十六

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第一百三十七

オボツサム科全種

第一百三十八

クスクス科全種

第一百三十九

イカソガルー目

第一百四十

(1) オボツサム科

第一百四十一

(2) クスクス科

第一百四十二

食虫目

第一百四十三

(1) はりねずみ科

第一百四十四

ミ属)全種

第一百四十五

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第一百四十六

オボツサム科全種

第一百四十七

クスクス科全種

第一百四十八

イカソガルー目

第一百四十九

(1) オボツサム科

第一百五十

(2) クスクス科

第一百五十一

食虫目

第一百五十二

(1) はりねずみ科

第一百五十三

ミ属)全種

第一百五十四

A te leri x属 (アフリカハリネズ

第一百五十五

オボツサム科全種

第一百五十六

クスクス科全種

第一百五十七

イカソガルー目

第一百五十八

(1) オボツサム科

第一百五十九

(2) クスクス科

第一百六十

食虫目

1	モロネ科全種
(5)	ナンドス科全種
1	(6) ベルキクテイス科
2	マッカルオケルラ属 (マクルオケルラ属) 全種
3	マクアリア属 (マクアリア属) 全種
4	ペリッチス属 (ペルキクテイス属) 全種
(7)	ペーチ科
1	ギュムノセファラリス属 (ギュムノケファラリス属) 全種
2	ペルカ属 (ペルカ属) 全種
3	サンデル属 (サンデル属) 全種
4	ズイングエル属 (ズイングエル属) 全種
(8)	ケツギヨ科
1	シンピエルカ属 (ケツギヨ属) 全種
六	昆虫綱
イ	ちよう目
(1)	たてはちよう科
1	ヘシミニアスミリス (アカボシゴマダラ)
口	甲虫目
(1)	むねあかせんちこがね科
1	むねあかせんちこがね科全種
(2)	かみきりむし科
1	アノポロホラペニシス (ツヤハダゴマダラカミキリ)
2	アプロクワカミキリ
3	アロミアブングイ (クビアカツヤカミキリ)
(3)	まんまるこがね科
1	まんまるこがね科全種
(4)	ほそまぐそくわがた科
1	ほそまぐそくわがた科全種
(5)	せんちこがね科
(6)	ひげぶとはなむぐり科全種
1	せんちこがね科全種
1	ひげぶとはなむぐり科
1	ひげぶとはなむぐり科全種

(7)	にせこぶすじこがね科
1	にせこぶすじこがね科全種
(8)	あつばこがね科
1	あつばこがね科全種
(9)	くわがたむし科
1	くわがたむし科全種
(10)	あかまだらせんちこがね科
1	あかまだらせんちこがね科全種
(11)	ふゆせんちこがね科全種
1	ふゆせんちこがね科全種
(12)	ふゆせんちこがね科
1	ふゆせんちこがね科
(13)	こがねむし科全種
1	こがねむし科全種
(14)	こぶすじこがね科
1	こぶすじこがね科全種
(15)	はち目
ハ	はち目
(1)	みつばち科
(2)	あり科
1	B o m b u s 属 (マルハナバチ属) 全種
2	L i n e p i t h e m a h u m i l e
3	S o l e n o p s i s 属 (トフシアリ属)
4	W a s m a n n i a a u r o p u n c
5	t a t a (コカミアリ)
(3)	すずめばち科
6	V e s p a 属 (スズメバチ属) 全種
7	甲殻綱
(1)	よこえび科
1	D i k e r o g a m m a r u s 属 (ディ
2	ケロガンマルス属) 全種
(1)	ざりがに科全種
(2)	アメリカざりがに科
1	アメリカざりがに科全種
(3)	アジアざりがに科
(4)	アジアざりがに科全種
1	みなみざりがに科
1	アジアざりがに科全種
1	みなみざりがに科
1	みなみざりがに科全種

		第一 植物界		第二 植物界	
		(1) ひゆ科	(1) シ	(1) アリタナントヘラ属 (ツルノ ゲイトウ属) 全種	(1) アリタナントヘラ属 (ツルノ ゲイトウ属) 全種
1	P l a t y d e m u s   m a n o k w a r i (ニユーギニアヤリガタリクウズム)				
2					
1	A l t e r n a n t h e r a 属 (ツルノ ゲイトウ属) 全種				
1	H y d r o c o t y l e 属 (チドメグサ 属) 全種				
1	A z o l l a 属 (アカウキクサ属) 全種				
1	P i s t i a   s t r a t i o t e s (ボ タンウキクサ)				
1	C o r e o p s i s 属 (ハルシャギク属) 全種				
1	G y m n o c o r o n i s 属 (ミズヒマ ワリ属) 全種				
1	M i k a n i a 属 (ツルギク属) 全種				
1	R u d b e c k i a 属 (オオハンゴンソ ウ属) 全種				
1	S e n e c i o 属 (キオン属) 全種				
1	S i c y o s 属 (アレチウリ属) 全種				
1	D r o s e r a 属 (モウセンゴケ属) 全種				
1	M y r i o p h y l l u m 属 (フサモ属) 全種				
1	U t r i c u l a r i a 属 (タヌキモ属) 全種				
1	L u d w i g i a 属 (チヨウジタデ属) 全種				
1	A m m o p h i l a 属 (オオハママガヤ属) 全種				
1	S p a r t i n a 属 (スバルティナ属) 全種				
1	(1) いね科				
1	(1) あかばな科				
1	(1) タヌキモ科				
1	(1) チヨウジタデ属				
1	(1) オオハママガヤ属				
1	(1) スバルティナ属				
1	(1) いね科				
1	(1) あかばな科				
1	(1) タヌキモ科				
1	(1) チヨウジタデ属				
1	(1) オオハママガヤ属				
1	(1) スバルティナ属				
1	(1) いね科				
1	(1) あかばな科				
1	(1) タヌキモ科				
1	(1) チヨウジタデ属				
1	(1) オオハママガヤ属				
1	(1) スバルティナ属				
1	(1) いね科				

別表第四 種類名証明書の添付が必要な生物（第三十条関係）		備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。
項目	種類名	
第一 動物界		
一 哺乳綱		
イ 靈長目		
(1) おながざる科		
1 Macaca 属（マカカ属）に属する種		
が同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
二 爬虫綱		
イ かめ目		
(1) ぬまがめ科		
1 Trachemys scripta (アカミミガメ) が Pseudemys 属（クレターガメ属）に属する種と交雑することにより生じた生物		
2 Trachemys scripta (アカミミガメ) が Chrysemys 属（シリガメ属）に属する種と交雑することにより生じた生物		
(2) いしがめ科		
1 Mauremys sinensis (ハナガメ) が いしがめ科に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
三 両生綱		
イ 有尾目		
(1) おおさんしょううお科		
1 Andriasa 属（オオサンショウウオ属）に属する種が 同属に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
四 条鰐亜綱		
イ ガー目		
(1) ガー科		
1 ガー科に属する種が 同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
口 かわかます目		
(1) かわかます科		
かわかます科に属する種が 同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物		
他 の 種 と 交 雜 す る こ と に よ り 生 じ た 生 物		
ハ す ず き 目		

			(1) モロネ科
1	(1) モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物	
	1 モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雫することにより生じた生物	
	1 モロネ科	モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雫することにより生じた生物	
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	S o l e n o p s i s 属 (トフシアリ属) に属する種が同属に属する他の種と交雫することにより生じた生物	モロネ科に属する種が同科に属する他の種と交雫することにより生じた生物	

樣式第一（第四条第四項關係）

第 百 三 号 令 日 月 年	
施	
主 席 大 臣 印	
附 記 欄	
特別外務省の外務官等について(許可印)	
特別外務官等による在支支那に亘る前記の在外に關する由書(平成16年改定版第16号)書類の提出に基づき、貴殿の申請に關して許可する。	
許可の範囲	
申請書類名	許可書類名
特別外務官等の種類	特別外務官等の種類
申請書類名	許可書類名
特別外務官等の種類	特別外務官等の種類
許可の範囲	許可の範囲

## 様式第二（第十一条の四関係

樣式第三（第十二條第一項、第三十三條關係）

### 様式第三の一（第十二条第一項関係）

### 様式第三の三（第十二条第三項関係）

様式第四（第二十四条第二項及び第二十六条第二項関係）

(備考) 1 この規約書は、契約書に該当することとする。

2 由りの条件のうち、この用語を用いて行う立候補等による係りの条件を記載すること。

3 該文の右側に印し、立候補等の権限を有する相手(「〇」)と、有しない場合に「一」を記入すること。

4 記載した内容の実現に応じて、行為を宣誓すること。署名については、その全文又は一部を筆跡で記入することとする。

5 簿記では、別項文を記載することとする。

6 この規約書の記載事項については、必要に応じて英文を訳証の上、発行することができる。

(参考) 1 この証明は、用紙1枚で作成することとする。  
2 法令の条文の欄に、この証明書を使用してて立ち入検査等による法令の条文を記載すること。  
3 記載の条文の欄に、立入検査等による権限を有する場合は「○」を、有しない場合は「×」を記載すること。  
4 記載する命令の箇所の前に応じて、行を適宜記述すること。第2画面については、その全文又は一部(署名)を記載することができます。  
5 番組圖には、参考記録を記すことができる。

**備考** この身分証明書の用紙の大きさは日本規格A6とする。

儀式用紙(第二百四十二条第一項及び第二百六十二条第二項)		第 年 月 日
(　　者)(住所) 姓		
主 席 大 会 印		
新規会員登録の手順について(説明・見本)		
新規会員登録は、上より下記各点(登録前会員の場合は登録)に関する手順(平成16年法律第79号)に基づくもの。既存の会員登録は第1章第1条の規定に基づき、新規の申請についても同様の手順を踏むこととする。		
記		
登録月日		
登録会員の種類		
登録の区域		
登録の期間		
登録の目標		
登録の方法		

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

備考 この給食器の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。